

査答申第63号

令和元年9月13日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成30年11月1日付け「生環モ第47号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、平成30年9月12日付け「生環モ第37号」で審査請求人にした
行政文書部分開示決定のうち不開示とした部分を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、「公共施設
等に係る電気供給に関する起案文書一式及び契約書関連資料 いこま市民パワ

(株)に関する協定書一式」の開示を請求したところ、市長が「生駒市における地域エネルギー会社の設立及び運営に関する年度協定書」(以下「本件行政文書」という。)に記録されている情報の一部を不開示とする決定(以下「本件処分」という。)をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち不開示とした部分の取り消しと開示を求めるものである。

2 前提事実等

(1) 本件行政文書は、いこま市民パワー株式会社の設立及び運営に関して生駒市、大阪瓦斯株式会社、生駒商工会議所、株式会社南都銀行及び一般社団法人市民エネルギー生駒が締結した協定書である。

(2) 生駒市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条はその柱書で「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。」と定め、第2号及び第5号柱書は、それぞれ、次のように定めている。

第2号 法人その他の団体【中略】に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

第5号 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 本件処分において市長が不開示とした情報

ア いこま市民パワー株式会社(以下「いこま市民パワー」という。)が一般社団法人市民エネルギー生駒(以下「市民エネルギー生駒」という。)から買い取る電力の買取単価(以下「情報1」という。)

イ いこま市民パワーが大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」という。）から
買い取る電力の基準従量料金単価（以下「情報2」という。）

ウ いこま市民パワーが大阪ガスから買い取る電力の年間の想定電力量であ
る卸電力販売基準量（以下「情報3」という。）

エ いこま市民パワーが大阪ガスから買い取る電力の1時間当たりの想定最
大電力量である卸電力基準デマンド（以下「情報4」という。）

オ いこま市民パワーがその各顧客に供給する年間の想定電力量及びそれら
の合計量である卸電力量（以下「情報5」という。）

(4) 市長が不開示とした理由

不開示とした情報は、営業・販売上の秘密に関する情報であり、開示する
ことで当該法人の正当な利益を害するおそれがあり、また生駒市がまちづく
りの課題解決のために設立した当該法人の運営に支障が生じることにより、
政策目的の達成に影響を及ぼすおそれがあるため条例第7条第2号及び第5
号に定める不開示情報に該当する。

第3 争点およびこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

各情報1、情報2、情報3、情報4及び情報5が条例の定める不開示情報に該
当するかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(市長)

ア 情報1について

(ア) 買取単価の開示によっていこま市民パワーの仕入原価の一部が公開と
なり、損益分岐点や利益率といった営業上の重要な秘密が公になる。その
結果、今後の民間事業者等への営業活動において、他事業者との競争上の
地位を著しく損なうことになる。また、貴重な再生可能エネルギーの電力
調達においても、いこま市民パワーと他事業者との価格競争において、一

方的に手の内（電源単価）を明かした状態に置かれることとなり、競争上の地位が著しく損なわれる。さらに、個別具体的な事情を加味した上での双方の合意事項である電源価格を明かすこととなり、市民エネルギー生駒に対して、いこま市民パワー以外の事業者が本件単価以上の提示をした場合、必要以上の値上げを求められ、結果として正当な利益を害される。（条例第7条第2号該当理由）

- (イ) 買取単価が開示されることによって、いこま市民パワーの事業運営に著しい支障が生じて同社が公正で適正な収益を得られなくなることで、同社を設置した生駒市としての政策目的が達成できなくなるという重大な支障が生じる。（条例第7条第5号該当理由）

イ 情報2について

- (ア) 基準従量料金単価の開示によりいこま市民パワーの電力の仕入れ原価の大部分が公開となって損益分岐点や利益率といった営業上の重要な秘密が公になる。その結果、今後の民間事業者等への営業活動において他事業者との競争上の地位を著しく損なうこととなる。また、たとえば大阪ガスから電力を調達している他の小売事業者から大阪ガスに対して本件単価より高値を提示して買取交渉が行われた場合、いこま市民パワーでもそれと同等以上の価格を提示することとなって、いこま市民パワーの電力調達価格が上昇し、収益が悪化することとなり、いこま市民パワーの競争上の地位を著しく損なうとともに、正当な利益を害することとなる。さらに、電力卸契約はすべて相対契約であり、調達量、期間、設備等によって個別具体的に判断し算定しており、大阪ガスと顧客との信頼関係を基に成り立っている。このような大阪ガスの重要な営業秘密である卸単価が公開されることによって、大阪ガスが他の顧客からの値下げの要求を受けたり、企業努力としてのいわゆる出精値引き等はできなくなり、企業としての競争力を失うこととなる。一度公開されれば多数の同契約又は類似した契約

を行っている顧客への競争上の正当な地位を大阪ガスは失う。(条例第7条第2号該当理由)

(イ) 基準従量料金単価が開示されることによって、いこま市民パワーの事業運営に著しい支障が生じて同社が公正で適正な収益を得られなくなることで、同社を設置した生駒市としての政策目的が達成できなくなるという重大な支障が生じる。(条例第7条第5号該当理由)

ウ 情報3及び情報4について

(ア) 卸電力販売基準量は各施設の電力使用量等に送電ロスや今後の利用状況予測等を勘案して計算された年間電力量の予測値であり、卸電力基準デマンドは各施設の1時間当たりの最大電力量を基に、今後の使用予測や設備の状況を勘案して計算された時間最大値の予測値である。これらの数値は、過去のデータから自動的に定まるものではなく、個々の状況に応じた検討と調整の上で決定されるものであり、その技術そのものがエネルギー事業者である大阪ガスが長年培ったノウハウであり、営業秘密にあたるものである。加えて、情報3である卸電力販売基準量と情報4である卸電力基準デマンドの開示により、情報2である基準従量料金単価決定に関する重要な要素である負荷率を公開することとなる。これらと決算書上で開示している売上原価を組み合わせることで、基準従量料金単価の推測が可能となるため、いこま市民パワーは競争上の地位及びその他正当な利益を害される。また、上記と同様に大阪ガスにとっては、多数の同契約又は類似した契約を行っている顧客への競争上の正当な地位を失う。(条例第7条第2号該当理由)

(イ) 卸電力販売基準量及び卸電力基準デマンドが開示されることによって、いこま市民パワーの事業運営に著しい支障が生じて同社が公正で適正な収益を得られなくなることで、同社を設置した生駒市としての政策目的が達成できなくなるという重大な支障が生じる。(条例第7条第5号該当理由)

エ 情報5について

(ア) 市有の再生可能エネルギー電源については年間発電量が公開されているため、卸電力量の開示により残りの調達電源である大阪ガスからの想定調達量（卸電力販売基準量）がおおよそ計算できることになる。したがって、前述したとおり、いこま市民パワーは競争上の地位及びその正当な利益を害されるとともに、大阪ガスにとっては多数の同契約又は類似した契約を行っている顧客への競争上の正当な地位を失う。（条例第7条第2号該当理由）

(イ) 卸電力量が開示されることによって、いこま市民パワーの事業運営に著しい支障が生じて同社が公正で適正な収益を得られなくなることで、同社を設置した生駒市としての政策目的が達成できなくなるという重大な支障が生じる。（条例第7条第5号該当理由）

(審査請求人)

ア 情報1について

(ア) 市長は、情報1の開示によって、いこま市民パワーの他の事業者に対する競争上の地位が損なわれるおそれがあると主張するが、他の事業者とは具体的に誰を指すのか、また具体的にどのようなおそれがあるのか明らかでない。そしてそのおそれは、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(イ) 市民エネルギー生駒の発電施設は、生駒市が市民発電の事業に対して公益性があるとして公有地又は公有財産の一部を無償で貸与しているから、市民にはその事業の公益性を測定する権利と義務があり、そのために当該発電施設の電力の販売単価を公開することは当然のことと考える。

イ 情報2、情報3、情報4及び情報5について

(ア) 市長は、情報2、情報3、情報4及び情報5の開示によっていこま市民パワーの他の事業者に対する競争上の地位が損なわれるおそれがあると主

張するが、他の事業者とは具体的に誰を指すのか、また具体的にどのようなおそれがあるのか明らかでない。

(イ) この度求めている情報を公にすることで、大阪ガスが「他者との電力卸契約の価格決定に多大な影響を及ぼし、大阪ガスの競争上の地位、社会的信用を著しく損なうおそれがある」ということであるが、同様におそれではなく、法的な保護に値する蓋然性の説明を要求する。

また、「平成29年度いこま市民パワー株式会社の事業報告書及び決算報告書」では、太陽光発電、小水力発電、大阪ガスそれぞれからの電力調達量と仕入高の総額が示されている。いこま市民パワーの総電力調達量は4,218,413kWhであり、内大阪ガスからは4,067,411kWhを調達しており、その割合は96.42%である。公共からの買取単価は公となっているため、それらから導き出される大阪ガスからの電力調達単価は、正確ではないもののいこま市民パワーの電力調達割合を考慮すればほぼ導き出され、すでに公開情報となっているも同然である。大阪ガスと他者との電力卸契約の価格決定に多大な影響を及ぼし、大阪ガスの競争上の地位、社会的信用を著しく損なうという一部不開示理由はすでに破綻している。

第4 当審査会の判断

1 情報1について

一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利ないし法的利益を有しており、当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると解するのが相当である。

そうすると、いこま市民パワーの市民エネルギー生駒からの電力の仕入れ原価である情報1は、それを開示することにより、いこま市民パワーの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

2 情報2について

上記のとおり、一般に商品の仕入れ原価は、自由競争経済の下においては、顧客への販売価格の設定関係や同業他者との競争関係などから、それを事業活動ないし経営戦略の一環として、いわゆる内部管理情報として秘密にすることが是認されている情報であり、事業者は、それを自己の意思によらないでみだりに他に公表されない権利を有しており、したがって当該事業者の意思によらないでそれを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがあると解するのが相当である。

そうすると、いこま市民パワーの大阪ガスからの電力の仕入れ原価である情報2は、それを開示することにより、いこま市民パワー及び大阪ガスの営業上の正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

3 情報3及び情報4について

いこま市民パワーが、その顧客である各施設に対して安定して電力を供給するため、大阪ガスから調達する電力の年間の想定量である卸電力販売基準量及びいわゆる電力需要のピーク時における1時間当たりの最大調達電力量である卸電力基準デマンドは、それぞれ大阪ガスがいこま市民パワーに販売する電力量でもある。

また、これら各電力量からいわゆる負荷率が算出されるが、各電力販売会社は、この負荷率について、一般に、それが低いほど電力料金を高く設定し、逆

に高いほどそれを低く設定する傾向があるとされているなど、具体的な電力料金を設定するに際して重要な基礎資料とされている数値である。

そして、これら各電力量は、本件行政文書に記録されている協定の内容と当事者の本来業務に照らせば、大阪ガスがその有する発電、送電、変電及び配電並びに各顧客施設の電力需要特性等に関する独自の高度に専門的技術的な営業上のノウハウを基に算出し算定したものであると推認される。

そうすると、大阪ガスがその有する独自のノウハウを基に算出した情報であり、具体的な電力料金の設定に際して重要な基礎資料とされる情報3及び情報4は、大阪ガスの営業上の秘密である内部管理情報であり、それを開示することにより、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがあり、したがって条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

4 情報5について

いこま市民パワーがその各顧客に供給する電力はそのほぼ全量が大阪ガスと生駒市が有する再生可能エネルギー電源から調達されていることから、情報5である卸電力量と生駒市が有する再生エネルギー電源からの調達量の差が大阪ガスからの調達量とほぼ一致する。

しかも生駒市が有する再生可能エネルギー電源についてはその年間発電量が既に一般に公開されていることから、この情報5である卸電力量を開示することは、上記のとおり不開示情報と解するのを相当とする情報3を開示する結果となり、大阪ガスの正当な利益を害するおそれがあるから、卸電力量である情報5は条例第7条第2号本文に定める不開示情報に該当し、ただし書きに該当しない情報であると解するのが相当である。

以上のとおり情報1、情報2、情報3、情報4及び情報5はいずれも条例の定める不開示情報に該当するから、その余について判断するまでもなく本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

よって当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月1日	・市長からの諮問を受けた。
平成30年11月1日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
平成30年11月12日 (第137回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成30年12月11日 (第138回審査会)	・審議を行った。
平成31年1月22日	・市長から再弁明書の写しの提出を受けた。
平成31年2月19日 (第139回審査会)	・審議を行った。
平成31年3月12日 (第140回審査会)	・実施機関の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成31年3月26日	・市長から再々弁明書の写しの提出を受けた。
令和元年5月21日 (第142回審査会)	・審議を行った。

令和元年6月11日 (第143回審査会)	・審議を行った。
令和元年7月1日 (第144回審査会)	・審議を行った。
令和元年8月1日 (第145回審査会)	・審議を行った。
令和元年9月2日 (第146回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お緒 がた けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	
は ぶち まさ ひろ 羽 渕 雅 裕	帝塚山大学教授	